

## 函館市旅館業法施行条例の一部改正について

### 1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、旅館業法が改正されたことに伴い、これまで北海道が定めていた社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するものの基準、衛生措置の基準および宿泊を拒むことができる事由について、当市の条例で定めようとするものです。

### 2 条例で制定する内容

条例の制定にあたっては、現行の基準である北海道条例および運用実績を検討した結果、北海道条例と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、以下の項目について北海道条例と同じ内容を本市の条例で定めることとしました。

#### (1) 社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するものの基準

申請があった旅館業施設の設置場所が、当該施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、当該施設的环境が著しく害されるおそれがある場合には許可を与えないことができるので、条例で社会教育施設で学校・児童福祉施設に類する施設を定め、これら当該施設の長等に対して意見を求めることが必要となります。

こうしたことから、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

#### (2) 衛生に必要な措置の基準

旅館業施設については、換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を義務づけることが必要となります。

こうしたことから、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

#### (3) 宿泊を拒むことができる事由について

旅館業施設では、伝染性の疾病、違法行為または風紀を乱す行為をするおそれ等の正当な理由がある場合を除いては、宿泊を拒んではならないこととなっておりますが、これに加えて泥酔者等が他の宿泊者に迷惑を及ぼす等の事由についても、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

#### (4) 参考資料

- ・【別添】「旅館業法施行条例」（昭和24年1月11日北海道条例第4号）

### 3 施行日

- ・平成25年4月1日を予定しています。